

愛知県高等学校等奨学金 令和3年度募集の御案内（貸与型）

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、奨学金の貸与を行っています。奨学金の貸与を希望される方は、在学する学校に申し出てください。

※この奨学金は、生徒本人が借りて、返還する貸付金です。
この奨学金の貸与を受ける必要があるか、生徒本人と保護者でよくご相談の上、申請してください。

1 奨学金の概要

(1) 貸付額（月額）及び返還期間

区 分		月 額	返 還 期 間	左記と選択できる月額	返 還 期 間
私 立 校	自 宅 通 学	30,000円	12年	11,000円	6年
	自 宅 外 通 学	35,000円		11,000円	

(2) 返 還

卒業後（又は退学や転学などで在学しなくなった後）半年後から貸与月額に応じた返還期間で返還（原則、月賦・半年賦・年賦のいずれかによる均等返還）

(3) 返還猶予

- ・卒業後も、大学、専門学校等他の教育機関に在学中は申請により返還を猶予します。
- ・低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。（平成24年度卒業生から対象）

2 貸与の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

- (1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程に在学の方
- (2) 経済的要件（次の(ア)又は(イ)に該当することが必要です。）

(ア) 令和2年度に高等学校等奨学金の貸与予約決定を受けた方

(イ) 父母等の課税標準額（市町村民税所得割の課税総所得金額）の合計額から一定額控除（*）後の額が230万円以下の方（前年に貸与予約申請をされ不採用となった方も、(イ)を満たしていれば採用される可能性がありますので、貸与を希望する場合は申請してください。）

*父母等の扶養親族のうち、令和3年1月1日時点で0歳～15歳の方一人につき33万、16歳～18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から差引く。

3 申し込みの方法（予約採用決定者、昨年度貸与者も同様）

奨学金貸与希望者は、を5月31日(月)までに担任に申し出て、申請書類を受け取り、提出期限までに、学校（担任）へ申請書類を提出してください。

4 申請書類提出期限

令和3年6月7日(月) ⇒ 期限厳守

5 問い合わせ先

◆愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ（電話052-954-6785）